



10月から

## 年長児～年少児までの保育料が無償となります

国では、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、または生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を考慮して、幼児教育の無償化に取り組むこととなりました。

これにより、下呂市でも以下の保育料について、令和元年10月分より無償になります。

① こども園に通う5歳から3歳まで（4月2日時点）の子どもの保育料

※無償の対象は基本の教育・保育部分のため、延長保育、一時保育の利用料は有償となります。また、その他の保育サービス（ファミリーサポートセンターなど）も有償となります。

② 未満児保育を利用する住民税非課税世帯の保育料

※未満児保育とは、こども園入園前の子ども（3歳未満）を対象とした保育サービスで、保護者が労働などで保育できない家庭のみ利用することができます。

※下呂市内の未満児保育を提供している施設は、市内全てのこども園・子育て保育ステーションと萩原北醫院しこのです。

※②の対象者が、未満児保育施設の利用定員に空きがないため入所できなかった場合、こども園や子育て保育ステーションの一時保育や、ファミリーサポートセンターなどの利用料4・2万円分まで無償となります。



問合せ先

児童福祉課

☎52・2882



## 給食費、バス添乗員協力金などは、有償です

無償の対象は、教育・保育に係る部分のみであるため、給食費、バス添乗員協力金については、無償とはならず、利用者が負担することになります。金額は以下のとおりです。

- 給食費 4600円
- 主食費 600円「ご飯やパンなど」
- 副食費 4000円「主食以外のおかず」
- バス添乗員協力金 1000円

これまで、給食費については、支給認定(1〜3号認定)によって保育料に含まれていたり含まれていなかったりしていましたが、保育料の無償化により、支給認定にかかわらず、給食費として負担していただくこととなります。給食費は、食材料費のみで算定されています。バス添乗員協力金については、これまで通りです。

## 支給認定ごとの給食費の負担方法

| 支給認定区分                         |  | 給食費の負担方法                                |  |                            |
|--------------------------------|--|---|--|----------------------------|
| <b>1号認定</b><br>3〜5歳の2号認定以外の子ども | 主食費、副食費ともに保育料に含まれておらず、別途負担                   | <b>保育料の無償化前</b><br>↓<br><b>保育料の無償化後</b> | 主食費、副食費とも利用者負担となります。ただし、保護者の所得や兄弟姉妹の状況により軽減措置があります |                            |
|                                | <b>2号認定</b><br>3〜5歳の保護者の労働などにより家庭での保育が困難な子ども |   |  | 副食費が保育料に含まれていません。主食費のみ別途負担 |
|                                | <b>3号認定</b><br>0〜2歳の保護者の労働などにより家庭での保育が困難な子ども |   |  | 主食費、副食費ともに保育料に含まれています      |

## 給食費の負担について

所得に応じた支援のほか、複数の子どもを子育て中の家庭やひとり親家庭などへ財政支援があります。

- 複数の子どもを子育てしている家庭
- 住民税非課税世帯など
- ひとり親家庭
- 障がいのある家族が同居している家庭(施設を利用する児童を含む)

支援内容は、それぞれの状況に応じて、給食費が軽減されたり、免除されたりします。

